

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

瀬谷駅北口公衆トイレ及び十日市場駅前公衆トイレに広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	横浜グリーンエキスポ開催に合わせた公衆トイレリニューアル
内 容	横浜グリーンエキスポ会場へのバス発着駅周辺にある瀬谷駅北口公衆トイレ及び十日市場駅前公衆トイレの改修に合わせ、内装の一部について来場者おもてなしのためのリニューアル提案と施工をしていただく事業です。 ご提案いただいた内装に製品名及び企業名を表示いただけます。 大規模な国際イベントに来場される国内外の方々に自社の製品を PR する機会としてお役立てください。 屋外広告物には該当しません。
施設所在地 (場所)	瀬谷駅北口公衆トイレ：瀬谷区中央 1-1 十日市場駅前公衆トイレ：緑区十日市場町 825
施設の利用者数・利用者層	横浜グリーンエキスポ来場者、横浜市民ほか
広告設置場所	別紙のとおり
広告掲出可能スペース	別紙のとおり示した広告掲出可能スペースの中から施工いただける範囲を選択いただけます。※詳細は市と協議の上、決定するものとします。
広告掲出期間	工事終了後～令和 18 年 3 月 31 日 ※広告は掲出期間後に撤去いただきます。また、1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。(下記「広告掲出にあたっての留意点」参照)

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和 8 年 6 月 30 日 (火) ～令和 8 年 7 月 17 日 (金)
提案内容評価	令和 8 年 7 月下旬 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和 8 年 8 月上旬

■申込手続

申込条件	(1) トイレ関連建材・設備に係る事業者 (2) 令和 8 年 11 月から令和 9 年 1 月の期間、施工できる事業者 ※本市によるトイレ改修後に施工いただくこととなりますので具体的日程は契約後に調整となります。
申込方法	令和 8 年 7 月 17 日 (金) 午後 5 時 00 分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、電子メール又は F A X でご提出ください。
広告企画書記載事項	(1) 市にとっての経費縮減効果 (広告の設置等にかかる費用) 及び算出根拠 (2) 公衆トイレの清潔感、美観向上への効果 (3) 横浜グリーンエキスポとの親和性 (デザイン、色、コンセプトなど) (4) 使用する部材の素材、仕様、面積、寸法、企業名掲載箇所と大きさ (5) 他自治体等における類似案件の実績 (6) 緊急時の対応 (初期不良の対応のみ) (7) その他 (行政サービス向上につながるご提案等)

■選定手続

<p>評価項目・評価基準</p>	<p>(1) 市にとっての経費縮減効果（広告の設置等にかかる費用）及び算出根拠 (2) 公衆トイレの清潔感、美観向上に期待できる取組であるか。 (3) 横浜グリーンエキスポとの親和性を図る工夫があるか。 (4) 使用する部材の素材等の仕様は公衆トイレに相応しく、メンテナンス性に優れたものか。 (5) 他自治体等における類似案件の実績があるか。 (6) その他、行政サービスの向上につながる提案等があるか。</p>
<p>評価方法</p>	<p>○資源循環局に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。 ○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。 ※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。 ※ 評価の結果、同点となった場合は、資源循環局広告選考会で再度審議のうえ、決定いたします。</p>

■広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件</p>	<p>○企業名は掲出スペースに対して過度に大きな表示はしないでください。 ○掲出スペースに使用する内装の色、柄は色数を絞るなど華美なものは避けてください。 ○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>
<p>広告の制作等</p>	<p>○施工前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますのでご注意ください。 ○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○広告等の撤去の範囲は掲出いただいた企業名及び製品名とします。ご提案いただいた内装から取り外しできるよう制作時の仕様をご検討ください。</p>
<p>財産の使用許可</p>	<p>○使用許可を受けていただく必要はありません。</p>

■申込み・お問合わせ先

<p>担当課名</p>	<p>横浜市資源循環局喫煙対策・美化推進課</p>
<p>所在地</p>	<p>横浜市中区本町6-50-10 23階</p>
<p>TEL/FAX</p>	<p>TEL 045-671-2555/FAX 045-663-8199</p>
<p>Eメール</p>	<p>e-mail sj-ktbika@city.yokohama.lg.jp</p>

■地図

公衆トイレ位置 ●

瀬谷駅北口公衆トイレ



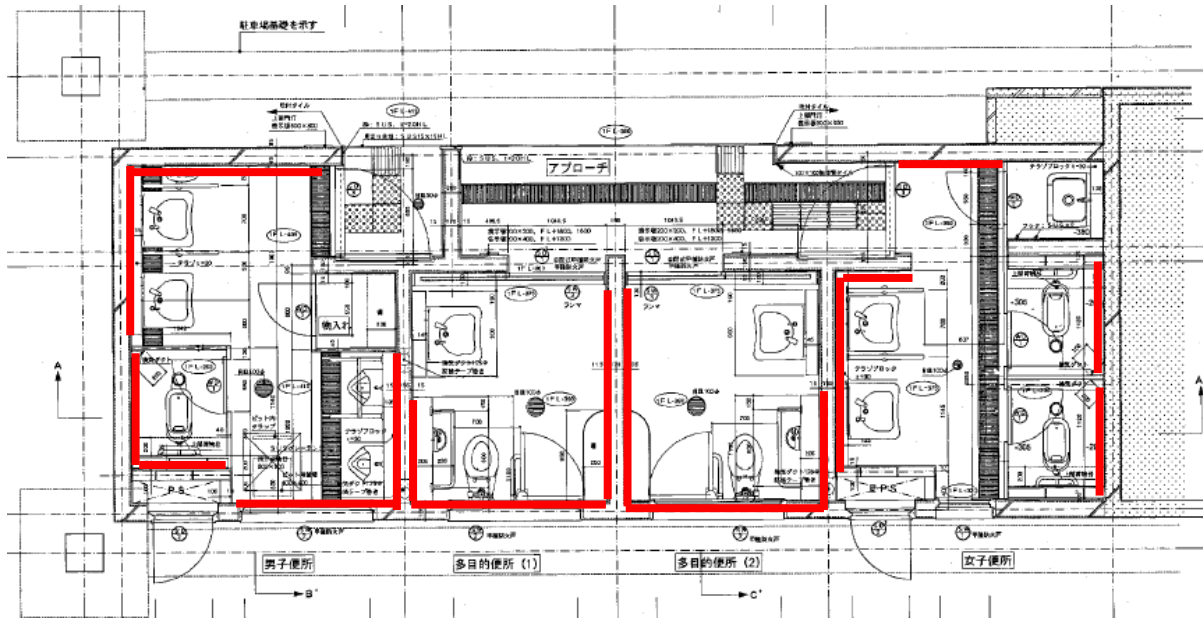
十日市場駅前公衆トイレ



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

広告掲出可能スペース

瀬谷駅北口公衆トイレ平面図



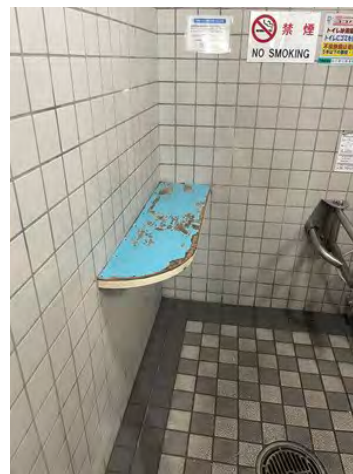
↑男女手洗場



↑男子小便器

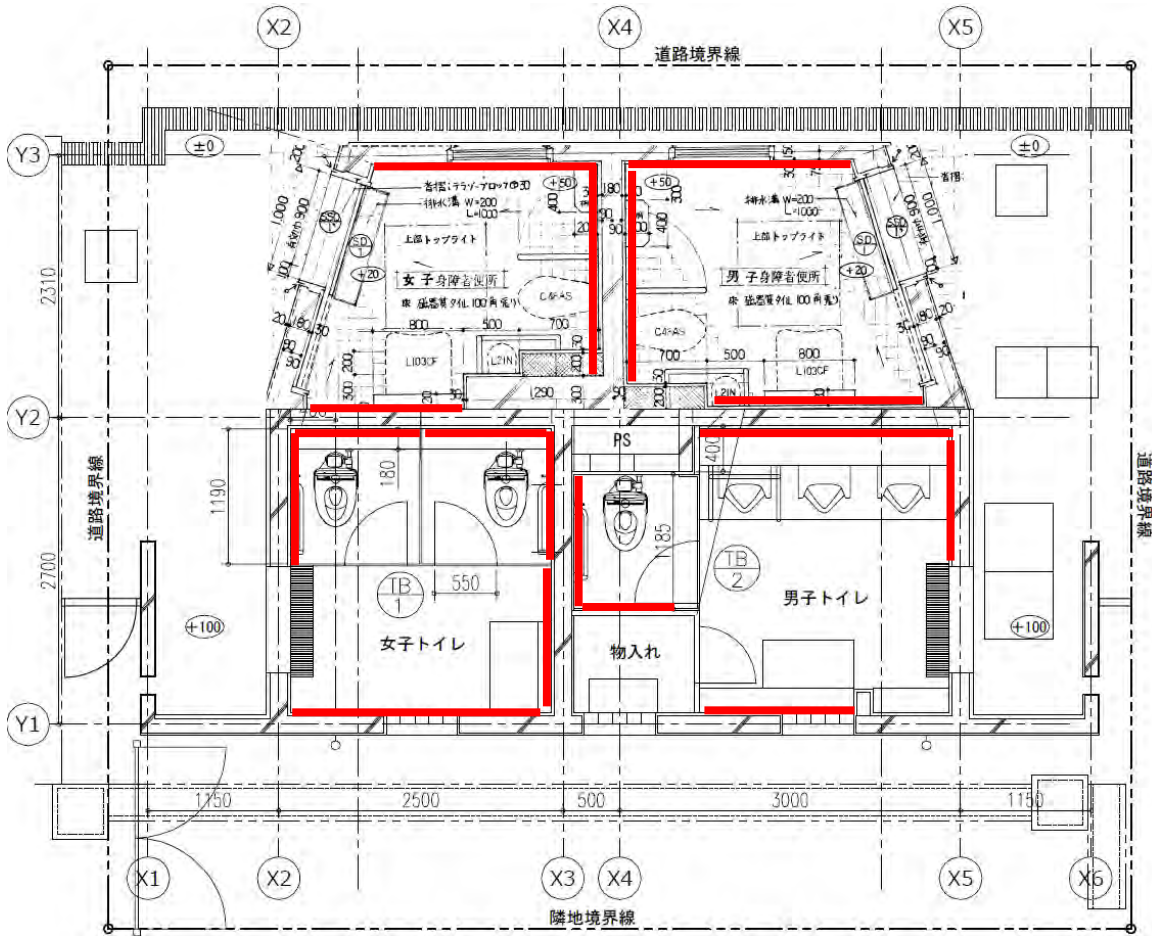


↑各個室ブース

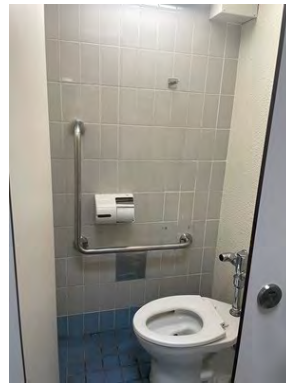


↑多目的トイレ

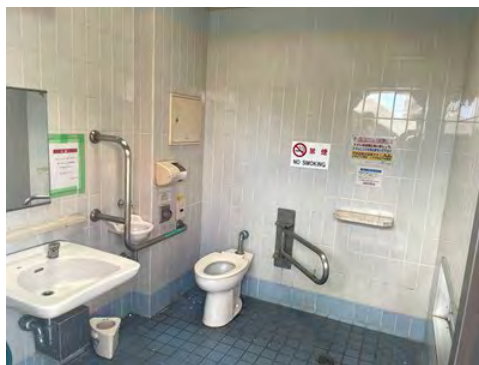
広告掲出可能スペース —
 十日市場駅前公衆トイレ平面図



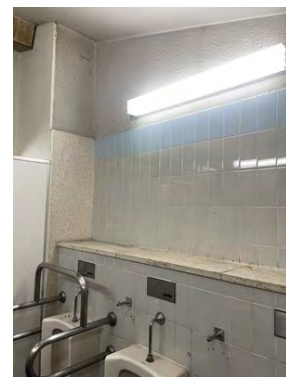
↑女子トイレ個室



↑男子トイレ個室



↑多目的トイレ



↑男子小便器

■本市で行う改修内容（参考情報）

瀬谷駅北口公衆トイレ

- ・床タイル全面貼替
- ・内壁補修
- ・小便器更新
- ・洗面台更新、石けん液入れ取付
- ・大便器へのウォシュレット取付
- ・ベビーチェア・ベビーベッドの取付
- ・照明交換
- ・各種備品交換、表示サインの更新 ほか

十日市場駅前公衆トイレ

- ・床タイル全面貼替
- ・内壁補修、塗装
- ・屋根、外壁塗装
- ・小便器更新
- ・洗面台更新、石けん液入れ取付、鏡取付
- ・大便器へのウォシュレット取付
- ・ベビーチェア・ベビーベッドの取付
- ・各種備品交換、表示サインの更新 ほか

広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	横浜グリーンエキスポ開催に合わせた公衆トイレリニューアル		
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）